



# 鳥取県公報

平成 19 年 7 月 20 日 (金)  
第 7 9 0 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (624) (福祉保健課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (625~628) (森林保全課) . . . . . 2
	開発行為に関する工事の完了 (629) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 6
	土地改良区の役員の退任 (630) (日野総合事務所農林局) . . . . . 6
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (6) (総務課) . . . . . 6
◇ 公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課) . . . . . 7
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) . . . . . 8
	警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 10
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 12

# 告 示

## 鳥取県告示第624号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成19年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
合同会社春雛	鳥取市用瀬町安蔵918-6	はるひなデイサービスセンター	鳥取市用瀬町安蔵918-6	通所介護	平成19年6月1日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人昌平会	西伯郡伯耆町大原927-1	大山リハビリテーション病院通所デイケアおおはら	西伯郡伯耆町大原927-1	介護予防通所リハビリテーション	平成19年4月1日
"	"	大山リハビリテーション病院デイサービスおおはら	"	介護予防通所介護	"
合同会社春雛	鳥取市用瀬町安蔵918-6	はるひなデイサービスセンター	鳥取市用瀬町安蔵918-6	"	平成19年6月1日

## 鳥取県告示第625号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町北村字芦原513の2、513の6、513の7、513の10から513の13まで、513の15、513の16、513の18から513の20まで、513の22、513の23、513の30から513の32まで、513の34から513の38まで、513の40から513の42まで、513の60、513の61、字権現ヨリ袖小屋迄935の4から935の9まで、935の11から935の13まで、字小崩ヨリ葵谷迄941の26から941の34まで、941の40、941の41、941の43から941の47まで、941の55から941の59まで、941の62、941の65から941の69まで、941の71、941の74から941の76まで、941の78から941の101まで、941の103から941の117まで、941の119から941の143まで、941の145、941の146、941の148、941の149、941の153、

941の156から941の158まで、941の160、941の161、941の164から941の167まで、941の168から941の170まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、河原町神馬字畔谷下タ分55の3、字畔谷上分92、92の2、480から482まで、字袋115の1、116、117、119、120、122の6、123の2から123の4まで、123の6から123の8まで、123の22、457、462、463、465から467まで、字瀧谷205の1、205の2、206、210の1、210の2、211、211の1、211の2、222の1、444から450まで、452から454まで、字本坂上へ分229の1、433の1、433の3、字本坂下タ分235の1、236、236の1、236の2、237、237の1、237の2、238の2、238の5、430、431の1、432、字後谷下タ分345の1、345の2、410から417まで、417の1、字後谷上へ分358の1、358の2、418の1、419の1、420の1、420の2、421、422、423の1から423の6まで、424、425、426の1、字下崩400の1、401の1、字河原畑406の1、407、408、408の1、409の1、字上土居427、字本坂435から438まで、439の1、439の2、字向畑下タ分468、469、471の4、472の1、479

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**鳥取県告示第626号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の43から934の46まで、934の72、934の186、字小崩ヨリ葵谷迄941の5・941の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、941の334、941の335、941の336（次の図に示す部分に限る。）、941の337から941の356まで、941の357から941の363まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第 627 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河原町北村字権現ヨリ袖小屋迄935の2
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
  - 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河原町北村字河原畑451の3、字高畑口462、字屋敷平928から931まで、河原町片山字岨724の1、731の1、字灌佛谷930の1、字岨ノ谷931の1
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第 628 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字西小鹿字河代30の1、大字木地山字狼谷奥904の13、字人形山1009の16、1009の17、大字東小鹿字大谷平1253の1（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字木地山字狼谷奥904の13、字人形山1009の16、1009の17、大字東小鹿字大谷平1253の1（次の図に示す部分に限る。）
      - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字西小鹿字加市110、113の1、字片倉142の1、143の1（次の図に示す部分に限る。）、143の2、143の3、145、147、149・150・151の1・151の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、152から155まで、156の1、156の2、大字東小鹿字井手ノ原平1491から1494まで、字井手ノ原1586の2、1587
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字東小鹿字井手ノ原平1491から1494まで、字井手ノ原1586の2、1587
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字西小鹿字雑川180の1、181から188まで、202、203の1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第 629 号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 20 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成 19 年 4 月 19 日 鳥取県指令第 200700015343 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市二本木 1111-1  
本城硝子建材商事株式会社 代表取締役 本城 謙始

**鳥取県告示第 630 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 20 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

退任した役員の氏名及び住所  
監 事 狭間 剛二 日野郡日南町阿毘縁 1105-1  
平成 19 年 2 月 28 日退任

**議 会 告 示**

**鳥取県議会告示第 6 号**

鳥取県議会情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 59 号）第 18 条の規定により、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 19 年 7 月 20 日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

- 1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
4 件	4 件					

- 2 異議申立ての件数及び処理状況  
該当なし

## 公 告

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 97 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成 19 年 7 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 採用する自衛官及び採用予定数

区 分	10月入隊隊員（男性）	3・4月入隊隊員（男性）	3・4月入隊隊員（女性）
二等陸士	若干名	28名	1名
二等海士	若干名	5名	1名
二等空士	若干名	12名	1名

### 2 募集期間

- (1) 10月入隊隊員（男性）  
平成 19 年 9 月 3 日（月）まで
- (2) 3・4月入隊隊員（男性）  
平成 19 年 8 月 1 日（水）から同年 9 月 16 日（日）まで
- (3) 3・4月入隊隊員（女性）  
平成 19 年 8 月 1 日（水）から同年 9 月 7 日（金）まで

### 3 試験期日

- (1) 10月入隊隊員（男性）  
平成 19 年 9 月 5 日（水）
- (2) 3・4月入隊隊員（男性）  
ア 筆記試験及び適正検査：平成 19 年 9 月 17 日（月）  
イ 身体検査及び口述試験：平成 19 年 9 月 26 日（水）又は同月 28 日（金）
- (3) 3・4月入隊隊員（女性）  
平成 19 年 9 月 25 日（火）

### 4 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査

### 5 試験場

- (1) 10月入隊隊員（男性）  
米子市両三柳 2603 陸上自衛隊米子駐屯地
- (2) 3・4月入隊隊員（男性）  
ア 筆記試験及び適性検査  
（ア）東部会場：鳥取市富安二丁目 137 株式会社新日本海新聞社本社（大ホール）  
（イ）西部会場：米子市末広町 294 米子コンベンションセンター（第 7 会議室）  
イ 身体検査及び口述試験  
（ア）平成 19 年 9 月 26 日（水）米子市両三柳 2603 陸上自衛隊米子駐屯地  
（イ）平成 19 年 9 月 28 日（金）岡山県勝田郡奈義町滝本 陸上自衛隊日本原駐屯地
- (3) 3・4月入隊隊員（女性）

米子市両三柳 2603 陸上自衛隊米子駐屯地

6 合格発表予定

- (1) 10 月入隊隊員 (男性)  
平成 19 年 9 月中旬
- (2) 3・4 月入隊隊員 (男性)  
平成 19 年 10 月中旬
- (3) 3・4 月入隊隊員 (女性)  
平成 19 年 11 月 16 日 (金)

7 採用予定

- (1) 10 月入隊隊員  
平成 19 年 10 月下旬又は平成 20 年 3 月下旬
- (2) 3・4 月入隊隊員 (男性・女性)  
平成 20 年 3 月下旬又は 4 月上旬

8 応募資格

10 月入隊を希望する者にあつては平成 19 年 10 月 1 日現在、3・4 月入隊を希望する者にあつては平成 20 年 4 月 1 日現在で満 18 歳以上 27 歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第 38 条第 1 項に定める欠格事由に該当しない者であること。

9 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場 (自衛官募集窓口)
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部 (0857-23-2251)
- (3) 自衛隊鳥取募集案内所 (0857-26-4019)
- (4) 自衛隊倉吉地域事務所 (0858-26-2900)
- (5) 自衛隊米子地域事務所 (0859-33-2440)

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者 (以下「森林所有者等」という。) の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示 (平成 19 年 6 月 29 日付鳥取県告示第 561 号) の内容  
(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

前川 のぶ	八頭郡智頭町大字東宇塚字大谷 548
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字東宇塚字大谷 565
小川晋一郎	八頭郡智頭町大字河津原字山口上 262 の 1
〃	八頭郡智頭町大字河津原字山口上 262 の 3



〃	八頭郡智頭町大字河津原字山口上 262 の 4
〃	八頭郡智頭町大字河津原字山口上 262 の 7
〃	八頭郡智頭町大字河津原字山口上 262 の 10
〃	八頭郡智頭町大字河津原字奥田 274 の 2
高務房次郎	八頭郡智頭町大字河津原字奥田 274 の 3
〃	八頭郡智頭町大字河津原字奥田 274 の 6
小川 務	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 349 の 1
〃	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 349 の 2
〃	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 349 の 5
國石 律子	〃
〃	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 349 の 6
小川 務	〃
〃	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 349 の 20
〃	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 349 の 21

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、

森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 6 月 29 日付鳥取県告示第 562 号）の内容

（告示の内容）

（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

新見善重郎	日野郡江府町大字吉原字西屋敷 863 の 1
〃	日野郡江府町大字吉原字西屋敷 865 の 1
〃	日野郡江府町大字吉原字西屋敷 867
清水傳三郎	日野郡江府町大字吉原字越堂 970 の 2
〃	日野郡江府町大字吉原字越堂 970 の 3
小椋武一郎	日野郡江府町大字下蚊屋字垣ノ内 149
〃	日野郡江府町大字下蚊屋字辻谷 336 の 1
〃	日野郡江府町大字下蚊屋字辻谷 336 の 6
影山 藤重	日野郡江府町大字洲河崎字寺川 212
加藤竹太郎	日野郡江府町大字俣野字寺山ノ下モ 614
加藤 喜弘	日野郡江府町大字俣野字寺山ノ下モ 615 の 1
加藤信一郎	日野郡江府町大字俣野字足谷上ミ平 626
藤原清四郎	日野郡江府町大字俣野字足谷上ミ平 633 の 2
加藤政太郎	日野郡江府町大字俣野字原林 2037 の 3
〃	日野郡江府町大字俣野字原林 2038 の 4
中尾 善重	日野郡江府町大字俣野字原林 2065 の 1
加藤政太郎	日野郡江府町大字俣野字バンジャウ 2185

（2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 江府町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17

年国家公安委員会規則第 20 号) 第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 7 月 20 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
施設警備業務 1 級
- 2 実施日時  
平成 19 年 11 月 6 日 (火) 午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階大会議室
- 4 受検定員  
30 名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 施設警備業務の管理に関すること。
    - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 施設警備業務の管理に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。
  - (1) 施設警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であること。
  - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間  
平成 19 年 8 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること (持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

- (4) 施設警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面
- (5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法  
検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他  
(1) 受検者は、筆記用具を持参すること。  
(2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 7 月 20 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者  
イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成 19 年 8 月 8 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習		平成 19 年 8 月 17 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁県議会棟 2 階執行部控 室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者
初心者講習		平成 19 年 8 月 29 日 午前 10 時から午後 4 時まで	倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 5 時間  
イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令  
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800 円

イ 経験者講習 3,000 円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑